



# 法 律

社会教育法等の一部を改正する法律をここに公布する。  
御 名 御 璽

昭和三十四年四月三十日

内閣総理大臣 岸 信介

法律第五十八号

社会教育法等の一部を改正する法律

(社会教育法の一部改正)

第一条 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。  
目次中「第九條の五」を「第九條の六」に改める。  
第五條第四号中「博物館」の下に「青年の家」を加える。

第九條の二を次のように改める。  
第九條の二 都道府県および市町村の教育委員会の事務

同様に、社会教育主事および社会教育主事補を置く。但し、町村の教育委員会の事務局には、社会教育主事補を置かないことができる。

第九條の四に次の二号を加える。  
四 第九條の五の規定による社会教育主事の講習を修了した者(第二号および第二号に掲げる者を除く。)

第九條の五を次のように改める。  
第九條の五 社会教育の講習は、文部大臣の委嘱を受け、た大学その他の教育機関が行う。

(社会教育主事の講習)

第九條の五 社会教育の講習は、文部大臣の委嘱を受け、た大学その他の教育機関が行う。

2 受講資格その他社会教育主事の講習に關し必要な事項は、文部省令で定める。

第二條中第九條の五の次に次の一条を加える。  
(社会教育主事および社会教育主事補の研修)

第九條の六 社会教育主事および社会教育主事補の研修

は、任命権者が行つたもののほか、文部大臣および都道府県の教育委員会が行う。

第十三條を次のように改める。  
(社会教育審議会等の諮問)

第十三條 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に對し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、

附体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議の意見を聞いて行わなければならない。

第十七條に次の一項を加える。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青年教育に關する特定の事項に對して、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に對し、助言と指導を与えることができる。

第十九條を次のように改める。  
第十九條 罰則

第二十一條に次の一項を加える。

3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。  
第二十三條の次に次の一条を加える  
(公民館の基盤)

第二十三條の二 文部大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営上必要な基準を定めるものとする。

2 文部大臣及び都道府県の教育委員会は、市町村の設置する公民館が前項の基準に従つて設置され及び運営されるように、当該市町村に對し、指導、助言その他の援助に努めるものとする。

第二十七條第二項中「その他」を「主事その他」に改め、同条に次の一項を加える。

3 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。

第二十八條第一項中「その他」を「主事その他」に改める。  
第二十八條の次に次の一条を加える。  
(公民館の職員の研修)

第二十八條の二 第九條の六の規定は、公民館の職員の

第二十八條の二 第九條の六の規定は、公民館の職員の

研修に對して適用する。  
第二十九條第一項に次のたし書を加える。

但し、二以上の公民館を設置する市町村においては、条例の定めるところにより、当該二以上の公民館に對して一の公民館運営審議会を置くことができる。

第三十二條を次のように改める。  
第三十二條 罰則

第三十五條及び第三十六條を次のように改める。  
(公民館の補助)

第三十五條 国は、公民館を設置する市町村に對し、予算の範囲内において、公民館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に關し必要な事項は、政令で定める。  
第三十六條 罰則

附則第六項を削る。  
(図書館の一部改正)

第二條 図書館法(昭和二十五年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第十六條第二項中「並びに第十九條」を削る。  
第二十條を次のように改める。  
(図書館の補助)

第二十條 国は、図書館を設置する地方公共団体に對し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に關し必要な事項は、政令で定める。  
第二十二條を次のように改める。  
第二十二條 罰則

第二十二條 罰則

(博物館法の一部改正)

第三條 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項中「並びに第十九條」を削る。  
第二十四條及び第二十五條を次のように改める。  
(博物館の補助)

第二十四條 国は、博物館を設置する地方公共団体に對し、その館内に對して、博物館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に關し必要な事項は、政令で定める。  
第二十五條 罰則

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。  
(社会教育主事等の経過規定)

2 この法律の施行の際、現に社会教育主事の置かれていない市町村に於ては社会教育主事を現に社会教育主事補の置かれていない市に於ては社会教育主事補を、事の法律による改正後社会教育法第九條の二の規定にかかわらず、市に於ては昭和三十三年三月三十一日までの間町村に於ては政令で定めるところにより、政令で定める間、それぞれ置かないことができる。

(社会教育法の一部を改正する法律の一部改正)

3 社会教育法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第十七号)の一部を次のように改正する。  
附則中第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項を第七項とする。

4 前項の規定の施行の目前に、同項の規定による改正前の社会教育法の一部を改正する法律附則第六項の規定により社会教育主事の職に於ては、この法律による改正後の社会教育法第九條の四の規定にかかわらず、社会教育主事となる資格を有するものとする。

# 政 令

大 藏 大 臣 佐 藤 栄 作  
文 部 大 臣 橋 本 龍 伍  
内 閣 総 理 大 臣 岸 信 介

社会教育法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

昭和三十四年四月三十日  
内閣総理大臣 岸 信介  
政令第五百五十七号  
社会教育法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、文部省設置法(昭和二十四年法律第百四十六号)第二十七條第二項、社会教育法(昭和二十四年法律第百四十六号)第二十七條第二項、社会教育法(昭和二十四年法律第百四十七号)第三十五條第二項、博物館法(昭和二十六年法律第百八十五号)第二十四條第二項及び社会教育法等の一部を改正する法律(昭和三十四年法律第百五十八号)附則第二項の規定に基き、この政令を制定する。

(社会教育法施行令の一部改正)

第一条 社会教育法施行令(昭和二十四年政令第二百八十八号)の一部を次のように改正する。  
第二条を次のように改める。

(公民館の施設、設備に要する経費の範囲)

第二条 法第三十五條第一項に規定する公民館の施設、設備に要する経費の範囲は、次に掲げるものとする。  
一 施設費 施設の建築に要する本工事費、附帯工事費及び事務費

二 設備費 公民館に備え付ける図書及び社会教育のための器材器具の購入に要する経費

第三条を削る。

第四条第一項中、「当該年度の九月末日までに」、「を削り」、「左に掲げる」を「次に掲げる」に改め、同条第二項を削り、同条を第三條とする。

第二号様式から第二号様式までを削る。

(社会教育審議会令の一部改正)

第二条 社会教育審議会令(昭和二十五年政令第九十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 社会教育関係団体に対する国の補助金の交付に関する事項  
第三条 博物館法施行令(昭和二十七年政令第四十七号)

の二を次のように改正する。  
第二条を次のように改める。

(施設、設備に要する経費の範囲)

第二条 法第二十四條第一項に規定する博物館の施設設備に要する経費の範囲は、次に掲げるものとする。  
一 施設費 施設の建築に要する本工事費、附帯工事費及び事務費

二 設備費 博物館に備え付ける博物館資料及びその利用のための器材器具の購入に要する経費

第三条及び第四条を削る。

別記第一号様式から別記第三号様式までを削る。

附則

(施行期日)  
この政令は、公布の日から施行する。

1 (町村の社会教育主事の設置に関する経過規定)

2 社会教育法等の一部を改正する法律(昭和三十四年法律第百五十八号)の施行の際、現に社会教育主事の置かれていない町村においては、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める間、社会教育主事を置かないことができる。  
一 人口一万五千以上の町村においては、昭和三十七年三月三十一日までの間  
二 人口二万以上二万五千未満の町村においては、昭和三十一年三月三十一日までの間  
三 人口二万未満の町村においては、当分の間

交通部大臣 橋本 龍伍  
内閣総理大臣 岸 信介

昭和三十四年四月三十日

内閣総理大臣 岸 信介  
図書館法施行令  
政令第五百五十八号

内閣は、図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第二

十條第二項の規定に基き、図書館法施行令(昭和二十五年

政令第五百五十八号)

の全部を改正するこの政令を制定する

図書館法第二十條第一項に規定する図書館の施設、設備に要する経費の範囲は、次に掲げるものとする。  
一 施設費 施設の建築に要する本工事費、附帯工事費及び事務費

二 設備費 図書館に備え付ける図書館資料及びその利用のための器材器具の購入に要する経費

附則

この政令は、公布の日から施行する。

文部大臣 橋本 龍伍  
内閣総理大臣 岸 信介

省令

文部省令第十三号

社会教育法(昭和二十四年法律第百七号)第九條の四及び第九條の五第二項の規定に基き、社会教育主事講習等規程(昭和二十六年文部省令第十一号)の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和三十四年四月三十日

文部大臣 橋本 龍伍

社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令

社会教育主事講習等規程(昭和二十六年文部省令第十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「社会教育法」の下に「昭和二十四年法律第百七号」を以て「法」とし、「」を加える。

第二条第一号中「改正法」という「を」を「昭和二十六年法律第十七号」以下「改正法」という「に」に改め、「同条第三号を次のように改める。

三 四年以上法第九條の四第一号に規定する職にあった者

四 六年以上法第九條の四第二号に規定する職にあった者

五 前各号に相当するものとして文部省令で定める者

第二条の二 講習を受講しようとする者は、都道府県の教育委員会を経由して講習を実施する大学その他の教育機関に申込書を提出しなければならない。

第三条の表以外の部分中「二科目以上」を「二科目以上」に改め、同条の表を次のように改める。

群	科	目	単位
甲	社会教育原論	社会教育史	二
		社会教育行政及び社会教育財政	二
乙	社会教育施設	成人教育	二
		視聴覚教育	二
丙	社会教育演習	産業教育	二
		教育社会学	二
群	文化史	社会心理学	二
		教育心理学	二
群	社会教育と道徳・宗教	社会教育演習	二
		社会教育と芸術	二
群	社会教育及び学校開放	家庭教育	二
		体育及びレクリエーション	二
群	社会教育及び学校開放	通信教育及び学校開放	二
		社会教育と道徳・宗教	二

第四条及び第五条を次のように改める。  
第四条「大学」の下に「その他の教育機関」を加える  
第七条中「十五単位」を「十二単位」に改め、同条の次に次の一条を加える。  
第八条の二 法第九條の五第一項の規定により文部大臣が大学その他の教育機関に講習を委嘱する場合には、その

職員組織、施設及び設備の状況並びに受講者に係る地域  
の状況等を調査し、講習を委嘱するに適当と認められ  
るものについて、講習の科目、期間その他必要な事項を  
指定して行うものとする。

第九条中「大学」の下に「その他の教育機関」を加える  
第十條中「文部省令」に改める。

第十一條中「社会教育法」を「法」に改める。

附則

- この省令は、公布の日から施行する。
- この省令の施行の日前に、この省令による改正前の第  
三条の規定による科目の単位を修得した者はそれぞれ、  
この省令による改正後の第三条のこれに相当する科目の  
単位を修得したものとみなす。

告 示

◎文部省告示第五十三号

社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第九條の四  
の規定に基づき、社会教育に関する職及び教育に関する  
職を次のとおり指定し、昭和三十四年四月三十日から適用  
する。

「社会教育に関する職又は事業の指定」(昭和二十  
六年十二月十八日付文部省告示第六十六号)及び「社会教  
育法第九條の四第二号の教育に関する職の指定」(昭和二十  
九年十二月二日付文部省告示第九十八号)は、昭和三十四年  
三月二十九日をもって廃止する。

昭和三十四年四月三十日

一、社会教育法第九條の四第一号に規定する官職若しくは  
は社会教育関係団体における社会教育に關係のある職は  
次のとおりとする。

- 文部省(文化財保護委員会、国会学校、文部省設置  
法(昭和二十四年法律第四十六号)第十四條の所轄  
機関及び同法第十四條の二の所屬機関、国立博物館、  
国立文化財研究所並びに図書館職員養成所を含む。)に  
おいて社会教育又は、文化財の保護若しくは活用に関  
する事項を担担する職員若しくはその者の職

予 告

法律、省令、告示を紹介いたしました。こ  
れに関連する次官通達、局長通達、局長教書  
等があります。次に掲載いたします。

- 総理府中央青少年問題協議会において青少年問題  
に関する事務に従事する職員で官にある者の職
- 地方公共団体の教育委員会(事務局及び教育機関を  
含む。)において社会教育に関する事務に従事する職  
員の職
- 官公署の職で、前各号に相当するものと文部大臣の  
認定を受けたものの職
- 社会教育関係団体の規約に掲げる役員で、第  
一号から第三号までに規定するものに相当するものと  
文部大臣の認定を受けたものの職
- 社会教育法第九條の四第二号に規定する職は次のと  
りとする。
  - 学校教育法第一條に規定する学校の校長、教員、助  
教授、教諭、助教諭、養護教諭、講師(常時勤務する  
者に限る。)及び事務職員(單純な事務に雇用される  
者を除く。)(の職)
  - 学校教育法第九十四條の規定により廃止された従  
前の法令の規定による学校及び旧教員養成諸学校官制  
(昭和二十一年勅令第二百八号)第一條の規定による  
教員養成諸学校における前号に掲げる者に相当する者  
の職
  - 少年院法(昭和二十三年法律第六十九号)による  
少年院又は児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四  
号)による教養院(その教料について、児童福祉法  
による改正する法律(昭和二十六年法律第二百三三  
号)による改正前の児童福祉法第四十八條の規定)及び、  
昭和二十六年六月五日までに文部大臣の承認を受けな  
かったもの及び同法第四十八條第四項但書の規定によ  
り指定を受けたものを除く。)(において教育を担担す  
る者の職
  - 前号に規定する者に相当するものと文部大臣の  
認定を受けたものの職



高田市民運動公民館の巻

高田市民から真砂線のパ  
スに乗って東北に進むと  
と四十分、やがて頸城平  
野の真中にもりもりした  
森にかこまれ、古ぼけた  
旧校舎の支所が見える。  
ここに併置された諏訪公  
民館がある。

好評な「青空読書会」

公民館長渡根さん、主事の星  
野さん、中学校長佐藤さんと  
ソクを高くいながら耕地整理に  
忙がしい田んぼの泥道を行く。  
耕耘機がうなる機軸の、輪車  
引きながら運ぶ。文字通り  
職場のような感じがする。  
やがて近隣の打ちならす鐘の  
音を合図に、泥んこになって働

いていた華族も主婦も青年た  
ちも一しょになって、まるで輪  
をつくり青空読書会が開かれる  
諏訪地区では、昨年(昭和三十  
三)から二百八  
クールの土地改良の仕事に追  
われ、公民館活動もスムーズに  
行われなかった。そこで公民館  
も集会を持って集まらないなら  
こころから出ようというこ  
で、土地改良の現場を集会場と  
して青空読書会をつくり、わす  
かの休み時間を利用して文化、  
衛生、社会、時事問題等、広い  
知識の向上に一役買っている。  
今日は佐藤校長の「子供の描い  
た構図と色彩で、その子供の健  
康状態や心理状態を知る」(児  
童画の秘密)というテーマの紙  
芝居風に構成したのを見る。  
佐藤校長のユーモアをまじえた  
説明に真剣なまなこをそせい  
でいた。「たがれるのが恐ろ  
しいので手だけ大きく書くのだ  
というのですが、私ははた  
かないが口で叱るので、そうす  
ると顔中いっぱい口を書かれ  
ますか」という珍問までとび出  
して大笑いとなる。すでに一年  
余続けられた青空読書会によ  
って諏訪地区は大きく変り、封  
鎖の旧殻も次第に破れ始め、新  
しい村づくりに前進している。

公民館は長生きする所

「青空読書会」は主婦だけのもの  
ではなく部落全体のものになり  
話を聞くだけでも実に有益義  
で、私達の知りたいたことをわ  
かりやすく教えてくれるので  
大変喜んでいきます。読書会の  
日ももっとよやしてもらいた  
い」

昨年の死亡者の原因を調べた  
ら、二十四人中十二人が脳出血  
によることがわかった。星野同  
館主事は、死亡原因の資料を持  
って部会説明するとともに  
一月一回開かれる社会学校の席上  
でも、小中学校長に依頼して高  
血圧の原因になる米食二辺倒、  
労働過重、睡眠不足などを説明  
血圧測定をうけることを呼びか  
け、二月十八日血圧検定を行  
たところ、二百余人中六割が高  
血圧症であることがわかり、防  
対策について真剣に考えること  
になった。

その結果集計測定には熱心に  
質問したり、医師から正當血圧  
だといわれてホッとした表情で  
帰る人など、ようやく自分の健  
康について関心を払うようにな  
り、公民館は長生きさせたい  
わだと好評呼ばれています。

( 越・保坂記 )

# 県公民館大会

## 申込は六月二十日まで

一、趣旨  
昭和二十一年七月文部省治安通牒により、公民館の構想が発表されてから十三年、社会教育法が制定されてから十年、更に本年は社会教育法が一部改正を見るという段階に至りました。然しながらこの公民館が地域社会の要に成りてきたのでしようか。ここに第十四回公民館大会を開き、関係各位の御意見御批判を拝聴し、従来のありかたについて再検討を加えると共に今後の発展に資せんとするものであります。

二、大会主催  
三、社会教育の活を専らとし、地域の実態に即した公民館のあり方について(公民館は果して市町村全体の生活の中に定着してゐるか)究明する。

三、期日  
昭和三十四年七月三日(金)四日(土)

四、場所  
阿津市阿津中学校

五、主催  
新潟県教育委員会  
新潟県公民館連絡協議会  
阿津市教育委員会  
阿津市長会、新潟県市議会議

月	時	時間	受	付	大	会	パネル	民	談	演	壇
七月三日	(金曜日)	800	1,000	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500	1,600	1,800	1,900
七月四日	(土曜日)	900	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500	1,600	1,800	1,900	2,000

関係団体の代表者  
B 学校長及び教職員  
F 一般希望者

十一、日程(別記)  
十二、部会の構成と発表者(別記)  
十三、パネル討論会  
公民館活動が住民全体の中に定着するための、どうしたらよいか。  
講師 新潟大学(交渉中)  
阿津市長 氏田 良隆氏  
指導主事 松田 長治氏

同会 羽茂館長 藤原 健氏  
十四、申込及び催事の斡旋  
参加希望者は左記事項参照のうえ阿津市教育委員会内第十四回新潟県公民館大会事務局宛申しこむこと。

A 申込期日 昭和三十四年六月十日(観光シーズンのため宿泊、観光等の予約が必要でその期日は確守の事)  
B 宿泊希望者には八百円程度で斡旋する。但し申込と同時予約金として一金五百円

十五、大会事務局  
阿津市教育委員会内  
第十四回新潟県公民館大会事務局  
事務局長 松田源一郎  
主任 石川 貞一

十六、航路について  
新潟発 八時三十分、十二時  
四時所要時間二時間二十分  
阿津発 八時二十分、十二時、四時(所要時間三時間)  
直江津発 九時二十分  
小木発 一時二十分

阿津市公民館連絡協議会  
八、優良公民館及び館長職員表彰  
各都市公連の推せんされた候補について審査し、優良なもの空県公連を名を以てて大会の席上表彰する。

九、講師  
池島 信平氏(文春編集長)

十、参加者  
A 公民館役員(運営委、館長、主事、書記、部長、分館長等)  
B 市町村教育委員及び同職員  
C 市町村長及び同議会議員並びに関係職員  
D 社会教育委員及び社会教育

分科会	主	題	発表内容	発表責任者	発表内容	発表責任者
第一分科会	訪問集会を	どのように進めるか	訪問集会はどうして出来たか?	阿津市	訪問集会の実	畑野村
第二分科会	同	同	同	阿津市	松ヶ崎公民館	相川町
第三分科会	地域ぐるみの学習活動	をどのように進めるか	部活動と学習活動(琴浦)	河崎公民館	小田と地域学	二見公民館
第四分科会	同	同	新井稲運動と学習活動	小木公民館	習の実際	赤泊公民館
第五分科会	同	同	同	新穂公民館	分館活動の実	金井村
第六分科会	同	同	同	阿津市	社会級と地	阿津市
第七分科会	同	同	同	阿津市	城学商の実際	岩倉公民館
第八分科会	同	同	同	阿津市	婦人学級の実	相川町
第九分科会	同	同	同	阿津市	談話の現状	高千公民館
第十分科会	同	同	同	阿津市	話しの活動	羽茂公民館
第十一分科会	同	同	同	阿津市	話しの活動	真野公民館
第十二分科会	同	同	同	阿津市	話しの活動	真野公民館
第十三分科会	同	同	同	阿津市	話しの活動	真野公民館
第十四分科会	同	同	同	阿津市	話しの活動	真野公民館
第十五分科会	同	同	同	阿津市	話しの活動	真野公民館
第十六分科会	同	同	同	阿津市	話しの活動	真野公民館
第十七分科会	同	同	同	阿津市	話しの活動	真野公民館
第十八分科会	同	同	同	阿津市	話しの活動	真野公民館
第十九分科会	同	同	同	阿津市	話しの活動	真野公民館
第二十分科会	同	同	同	阿津市	話しの活動	真野公民館

佐渡観光を斡旋  
第十四回新潟県公民館大会が阿津市に開催される運びになりましたことは、今後の公民館活動の進展のため阿津市はもとより、佐渡金島あけて感謝申し上げます。

この大会に御来島の機会を利用して、国立公園佐渡、詩と唄と風景をもつて知られている島の名所旧跡を訪ね、又佐渡の公民館の姿を視察されようと考えられる方も多数あるやに推察されますので左記により斡旋申し上げますからぜひ御利用下さいませ。

記  
Aコース 小木-相川(二泊) 阿津  
このコースは大会前日(七月二日)直江津-小木発航路利用者のために特に設けたものです。  
Bコース 阿津(二泊)-相川 真野-阿津  
このコースは大会終了後阿津一泊、翌日の午後四時発の新潟行航路に接続致します。  
Cコース 阿津-相川(二泊) 真野-阿津  
このコースは大会終了後直ちに出發して翌日の十二時発新潟行の航路に接続致します。

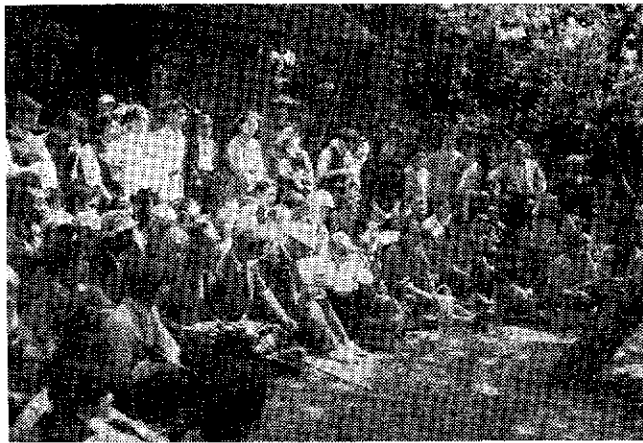
二、経費  
Aコース 宿泊八〇〇円、観光バス代八四〇円、計一、六四〇円  
Bコース 宿泊八〇〇円、観光バス代七五〇円、計一、五五〇円  
Cコース 宿泊八〇〇円、観光バス代七五〇円、計一、五五〇円  
Dコース 宿泊八〇〇円、観光バス代八四〇円、計一、六四〇円

三、申込  
六月二十日までに阿津市教育委員会内第十四回新潟県公民館大会事務局まで、氏名希望コース記入の上申込金三〇〇円を同封して申込みがたいです(申込金は原則として返済致しません)

レクリエーションと

学習をかねた郷土研究会

柏崎市 丸田 昭三



柏崎市中央公民館では、都市公民館として若者男女が筆力をもつて参加されるものは何かと検討した結果、レクリエーションと学習をかねた郷土研究会と名づけて月開催している。

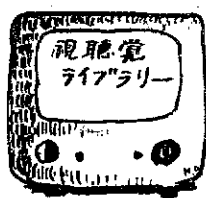
ある村の常会風景

治竹 小林 小町 沼川 中魚

若い区長が熱心に議題の説明をしている。百人余の区民は黙々と聞いて聞いている。説明を終った区長は「質問や意見があったら発表して下さい。……」とは……「……」とは……

が、決して意見がないわけではな……自分の損得にかかわる話になれば、どんな雄弁もあつかい……沈黙し……あちこちからあざむきが出はじめる。……

① ちえ子の世代 ③ 巻(生活文ない愛情や、規律のない生活は化シリース、文部省選定) 青年子供の心をだんだんとゆがめ、成人・婦人、表面は近代化さ……



- ② 家族と老人 ②巻、22分、青年たつて紹介している(新編)
③ 密蔵の知恵 ①巻、12分、小中・高・成人、密蔵の社会は……
④ 歩みよる、という老え方……
⑤ 日記のことは自分で、①巻、12分、子どもたちに自分のことは、できるだけ自分でしよう……

公民館どん



五月十日付「みすざわ」
⑥ 悪い芽 ②巻、成人、子供(釣天狗老い(新編) ⑦ 目は……)
⑦ 日記のことは自分で、①巻、10分、花火工場発表(新編) ⑧ ……

# 社会教育施策を決定

## 全館に主事を配置(見附市)

見附市教育委員会では、昭和三十四年度社会教育施策の決定について、社会教育委員会と公民館長会議および公民館主事会議などの意向をとりまとめ審議検討を重ねてきたが、このほつきのとおり施策の大綱を発表した。なお市の公民館に主事を配置した。

目的	目標の重点及び事業
一、社会教育行政機構の充実をはかる	<p>関係職員を増員</p> <p>一、特に専任公民館主事の全館配置の実現 (本年度は上北谷、新郷公民館に専任配置)</p> <p>二、社会教育行政事務の円滑をはかる</p>
二、公民館の内容の充実をはかる	<p>一、事業—各公民館毎に重点目標(教育課題的なもの)を設定し効果的活動の推進をはかる。</p> <p>二、施設—公民館施設基準を設け、施設設備の充実をはかる。</p>
三、図書室(館)の充実をはかる	<p>一、機動力の確保と運営組織を強化し利用範囲の拡大をはかる。</p> <p>二、公立図書館を目標に充実計画をたてる。</p>
四、視覚教育の充実をはかる	<p>一、教材教員の整備充実をはかる (北谷、今町公民館に十六、映画機購入)</p> <p>二、技術者の計画的研修をはかる。</p>
五、社会体育の振興をはかる	<p>体育指導委員(条例)を設置して、各種の体育・レクリエーション(特に職場体育)の振興をはかる</p>
六、文化財の保護に努める	<p>文化財保護条例等を設置して、文化財を調査し保護に努める</p>
七、指導者の養成に努める	<p>一、各種団体指導指導者等の研修をはかる</p> <p>二、社会教育講師団を編制して、利用をはかる</p>
八、各種団体の育成をはかり活動の飛躍に努める	<p>一、各種団体の連絡提携をはかる</p> <p>二、資料を作成配布し団体の育成をはかる</p> <p>三、町内活動並びに小集団活動の育成振興をはかる。</p>

# 内野町でも建設の動き

## 促進委員会を設置

内野町では公民館建設について社会教育関係者協議会で満場一致「公民館の建設を一刻も早く具体化したい」との決議がなされた。

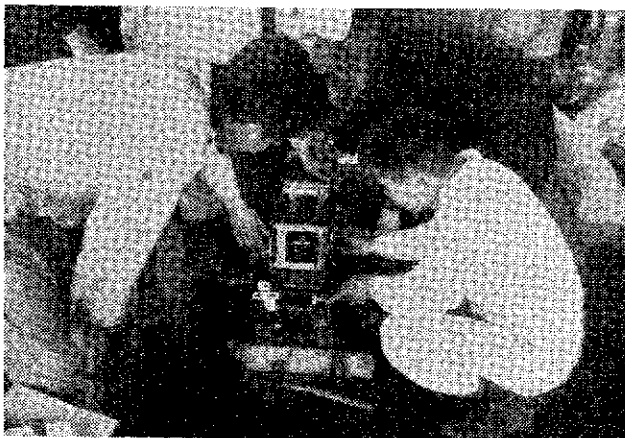
つづいて「公民館建設促進特別委員会」を設けすることにきまり、左記の人たちが委員に委嘱された。

大沢橋次(役場) 占原米七(議) 館建設資金募集実行、青年連盟会(岩淵信吾(館長) 室家吉平の主任で三十一日役内野中学校で(副館長) 高下里子(連合婦人 協賛された。

会) 中原八郎(青年連盟) 明葉

「うちの公民館報」

【故障は自分でと分解研究する青年たち】



# エンジン分解と改良作業着

## やひこ青年団

農業技術を高も修養をかけているのです。そのためと称産者で機械を扱うに当たって故障をなすことが出来るように、知識を月二十八日耕稼高めまじりわけ。

改良作業着の発表会が去る七日中学校で開かれました。昔からのモンペ、モモヒキ、ヤマ着物は作業のときに袖口や鈴元からびやほこりが入ったり、布も不経済なものでした。これを新時代によさわしいものにしてほしいわけ。

館報「やひこ」



【婦人会員もまじって熱心に講義を聞く女子青年】

